

(10) 学生部

学生部は、課外活動や学生生活全般の支援のため、役立つ情報を提供し、親身にサポートしています。

① 学生証について

- I. 学生証は、本学の学生であることを証明するものです。学生証がないと、証明書等の交付を受けられません。また、試験も受けられないので常に携帯するようにしてください。
- II. 学生証の有効期間は入学時から卒業時までです。
- III. 学生証は他人に貸与、譲渡できません。また、本学を退学、除籍となった場合は、速やかに学生部に返却してください。
- IV. 学生証を紛失、破損したときは、直ちに学生部にて再発行の手続きをしてください。
- V. 学生証に記されている番号は学籍番号で、本学に籍があることを証明する個人の番号です。卒業まで変わらない（転学部、転学科、専攻の場合を除く）ので、記憶し常に氏名と一緒に使うよう心がけてください。
- VI. 転学部、転学科、氏名変更等記載内容の変更の場合、速やかに再発行の手続きを行ってください。

② 学生登録情報確認票・変更届の提出

学生登録情報確認票は、毎年4月上旬に担当教員または学生部に提出することになっています。

提出後、調査項目（学生現住所・電話番号・親権者・保証人など）に変更のあった場合は、直ちに変更届を学生部に届け出てください。

③ 奨学金制度(経済的支援)

奨学金制度は、学生の経済的な心配を少しでも軽減し、学生の本分である学業に専念できるように、また学業を成就し、将来社会に有為な人材に育ててくれることを期待して設けられているものです。

「日本学生支援機構奨学金」や地方自治体・各種財団が運営する奨学金制度については、学生部に相談してください。奨学金の詳細については、「コモンセンス」（入学時に配付）に掲載されていますので確認してください。

④ 構内の駐車・バイク通学

自動車やバイクの通学および大学構内の駐車・駐輪に係る取り扱いについては、「(4) 車両通学及び学校構内駐車場利用内規」をご覧ください。

⑤ 学生教育研究災害傷害保険(略称「学研災」)および学研災付帯賠償責任保険(略称「付帯賠償」)

学生は、入学時に契約した「学研災」と「付帯賠償」により、在籍期間中の正課中・課外活動中及び学校行事中に生じた急激かつ偶然な外来の事故によって身体に傷害を被った場合や対人・対物に賠償責任が生じた場合に保険金が支払われます。ただし、「病気」はこの保険の対象となりません。

申請窓口は学生部です。加入金については、入学時に学納金と一緒に一括で徴収します。

なお、このほかに任意の傷害総合保険があります。

⑥ 遺失物・拾得物

- I. 貴重品等の取扱いには十分注意してください。万一学内で紛失したときは、直ちに学生部に届けてください。
- II. 学内で物品を拾得したときは、直ちに学生部に届けてください。
- III. 落とし物は学生部で一定期間保管しますが、持主が不明なまま3ヵ月を経過した場合は学生部で処分します。

⑦ アパート・下宿の紹介

学生生活を充実したものにするためにも、居住環境を含む住居の選択は、慎重に行ってください。

学生部では、学生が安心して住める情報を冊子で紹介しています。気軽にご相談ください。

⑧ アルバイト

アルバイトの紹介は学生部が行っています。学生がアルバイトをする場合は、学業を最優先に考え、学生生活に支障のない範囲のものを選ぶようにしてください。なお、1年生については、夏季休業が始まるまではアルバイトをしないことを勧めます。

⑨ 学友会(学友会会則、学友会選挙規則参照)

- I. 学生の自治精神を養い学生生活の充実をはかるため、学生の発意に基づき本学教職員の指導助言のもと、学友会を組織します。
- II. 学友会に顧問をおき、顧問は本学教職員の中より委嘱し、学友会の発展のため指導や助言を行います。

⑩ クラブ活動

- I. クラブ活動は、学生生活における重要な人間形成の場です。本学では、クラブ活動を奨励しています。学生は自分の適性や好みに応じたクラブに参加し、心身共に充実した学生生活を送ることが望まれます。
- II. 学生が対外試合・各種大会・行事等に参加する場合は、行事承認・経費助成願（文化系サークル）活動承認・遠征費助成願（運動系サークル）に必要事項を記入し、運動部部長、文化部顧問等関係の教員の認印を得て、学生部へ提出してください。
- III. 学生はクラブ活動のために、アクションハウス・グラウンド・体育館・トレーニングルーム・屋内練習場等を使用することができます。これらの施設を使用する場合は、学生部と相談の上、申請が必要となります。
- IV. 原則としてアクションハウスは文化部、部室棟は運動部の部室として使用できます。鍵は学生部で管理していますので、学生部まで申し出てください。
- V. 各クラブに関しては、「クラブ一覧表」を参照してください。

⑪ 学長褒賞

学長褒賞は、修学及び生活面において褒めるに値する学生に対して授与されます。

対象となるのは、a 学業成績、b 学友会活動、c クラブ活動の3項目のうち、いずれかに秀でた学生の中から、表彰規則に従って選考されます。

⑫ 学長表彰

学長表彰は、学生が大学の発展に著しく功績があったと認められる場合に、その功績を讃えて行われます。